

瀬戸市学校給食センター運営委員会規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市教育委員会

委員長 上川和子

瀬戸市教育委員会規則第3号

瀬戸市学校給食センター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する運営委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食の実施に係る方針に関すること。
- (2) 学校給食の実施計画に関すること。
- (3) 学校給食の形態及び基本物資に関すること。
- (4) 学校給食センターの組織に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育長
- (2) 瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「市立学校」という。）の校長

- (3) 市立学校の P T A 関係者
  - (4) 市立学校の給食主任又は担当者
  - (5) 愛知県瀬戸保健所長
  - (6) 学校保健会の代表者
  - (7) 学校医
  - (8) 学校歯科医
  - (9) 学校薬剤師
  - (10) 学識経験者
  - (11) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 運営委員会は、議案その他の事項の説明のため、教育委員会事務局の職員、市立学校の職員その他必要と認める者を会議に出席させることができる。

(議事録)

第7条 運営委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(瀬戸市学校給食センター条例施行規則の一部改正)

3 瀬戸市学校給食センター条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のとおり改正する。

瀬戸市学校給食センター条例施行規則中第2条から第7条までを削り、第8条を第2条とし、第9条から第11条までを6条ずつ繰り上げる。